

◆ 介護保険で利用できるサービスについて

介護保険で適用されるサービスには様々なものがあります。
代表的なサービスについてまとめました。

[自宅で受けることができるサービス]※要支援の方は介護予防サービスとなります

訪問看護

医師の指示に基づいて看護師が自宅に訪問して、その方の病気に応じた看護を行います。
療養上の世話、健康状態の観察や療養生活の相談・アドバイス、リハビリテーション、点滴や注射などの医療処置、服薬管理、緊急時の対応をしてくれます。



訪問介護

介護福祉士やホームヘルパーが自宅に訪問して生活を援助します
食事、入浴、排せつなどの身体介護や掃除・洗濯・調理など家事面の生活援助を行います。通院時の外出サポートも利用できます。



訪問リハビリテーション

自立した日常生活の維持や社会参加を目指して自宅に理学療法士や作業療法士などのリハビリ専門職が訪問しリハビリテーションを提供します。



訪問入浴

寝たきりであるなど自宅の浴槽では入浴するのが難しい方に対して専用の浴槽を使って入浴をサポートしてくれるサービスです



居宅療養管理指導

環境や身体的要因により通院することが困難な人を対象に、医師や看護師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などの専門職が自宅に訪問し、療養上の指導や健康管理を行うサービスです。



[通いで受けることができるサービス] ※要支援の方は介護予防サービスとなります

通所介護（デイサービス）

通所介護施設（デイサービスセンター等）に通って食事や入浴、健康チェック、生活機能の維持向上のための機能訓練を行います。



通所リハビリテーション（デイケア）

病院や診療所、老人保健施設などに通い、日帰りでリハビリテーションや入浴・昼食などの日常生活上の支援を受けるサービスです。

[施設に短期間入所して受けるサービス] ※要支援の方は介護予防サービスとなります

短期入所生活介護／療養介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに短期間宿泊し、食事や排せつの介助など日常生活のお世話やリハビリを受けることができます。



[生活・住宅環境を整えるサービス]

福祉用具貸与／購入費の支給

●福祉用具貸与・・・自宅で自立した日常生活を送ることができるように福祉用具を貸与します。また福祉用具を利用することで家族の介護負担の軽減を目的として実施します。品目には手すり（工事を伴わないもの）、歩行補助杖、車椅子、介護用ベッドなどがあります。



●福祉用具購入費の支給・・・レンタルになじまない腰掛便座、簡易浴槽などの入浴・排泄のための福祉用具の購入費用が年度ごとに10万円を限度支給されます。



住宅改修

要介護状態区分（要介護度）にかかわらず、支給限度額を20万円として、住宅改修に要した費用の9割が、介護保険から支給されます。

【介護保険でできる住宅改修】

- 手すりの取り付け ●床材の変更
- 段差の解消 ●扉の取替え
- 便器の取替え
- 上記の改修に伴って必要となる工事



この他にも地域密着型サービスや施設サービスなどがあります。